

託金収入でございます。

第二款 繰越金。 予算現額六千三百十五万四千円に對しまして、収入済額六千三百十五万四千四十七円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

第三款 諸収入。 予算現額六百五十五万九千円に對しまして、収入済額六百四十八万八千四百二十八円でございます。内訳は預金利息百五十八万四千二十円、換地精算徴収金四百九十万四千四百八円でございます。

第一款から第三款までの収入済額の合計は六千九百六十九万八千四百七十五円となります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。
続きまして、歳出の御説明をいたします。

歳出予算総額六千九百七十六万九千円に對しまして、支出済額は六千七十万一千五百四十九円でございます。予算の執行率は八七％でございます。

第一款 総務費でございますが、予算現額五百八十三万九千円に對しまして、支出済額五百五十三万七千二百五十三円、主な支出は、職員に對する人件費でございます。

第二款 事業費。 予算現額五千百五十五万六千円に對しまして、支出済額は五千二十五万九千八百八十八円、主な支出は、新都市建設公社に對します業務委託料でございます。

第三款 諸支出金。 予算減額四百九十七万四千円に對しまして、支出済額四百九十万四千四百八円、これは換地精算金の収入を一般会計へ繰り出すものでございます。

第四款の予備費はゼロでございます。

歳出の支出済額の合計は六千七十万一千五百四十九円というふうになっております。

歳入歳出の差引残額は八百九十九万六千九百二十六円となります。
以上で昭和五十八年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計歳入歳出決算の内容につきまして御説明申し上げます。

した。大変難駁な御説明でございましたが、何とぞ慎重御審査をいた
だきまして、原案御認定くださいますようお願い申し上げまして説明に
かえらせていただきます。

○議長（田村市郎君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求
めます。

（監査委員、林田治男君登壇）

○監査委員（林田治男君） 昭和五十八年度福生市福生都市計画事
業福生土地区画整理事業会計の決算審査について報告申し上げます。

内容につきましては、お手元に御配付いたしました意見書の四〇ページ
のとおりであります。歳入は前年度からの繰越金、歳出は新都
市建設公社に対する委託料が主たるものでございます。
福生駅東口地区事業も二年延長いたしました。ここによりやく
完成し、駅前も明るくなったような気がします。これも関係者の
御協力、御努力のたまものと敬意を表する次第であります。

今後、換地清算交付金、徴収金の事務が残っておりますが、これ
も速やかに清算で済ますよう努力をお願いいたしまして、簡単ではご
ざいます。決算審査の補足報告といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報
告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十一号は建設委員会に付
託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案第七十一
号は建設委員会に付託することに決定いたしました。
ただいま建設委員会に付託いたしました議案第七十一号は、閉会

中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって、議案第七十一号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十 議案第七十二号 昭和五十八年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(会計課長 持田 巽君 登壇)

○会計課長(持田 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第七十二号 昭和五十八年度福生市下水道事業会計決算につきまして御説明申し上げます。

決算書の二五五 ページをお開き願います。

それではまず、歳入から御説明いたします。

歳入予算総額二十四億二千七百五十六万三千円に對しまして、収入済

額二十四億三千三百九十二万七千四百三十二円でございます。収入率は一〇〇・三〇でございます。

次に、歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款 分担金及び負担金 予算現額五千三百万円に對しまして、収入済額五千三百八十五万八千五百四十円、これは下水道事業受益者負担金収入でございます。

第二款 使用料及び手数料 予算現額二億六千六百七十七万円に對しまして、収入済額二億七千八百八十六万四千三百八十八円、これは下水道使用料収入でございます。前年度と比較いたしまして一五・八％の増収となっております。

第三款 国庫支出金 予算現額二億一千八百八十一万円、収入済額二億一千八百四十三万九千円、そのうち国庫負担金が一千四百四十三万九千円、これは流域下水道防衛施設分負担金収入でございます。同じく国庫補助金が二億四百万円、これは下水道管渠埋設費補助金でございます。

次に、第四款 都支出金。 予算現額七百五十万円、収入済額七百五十万円、これは下水道管渠埋設に対する都の補助金収入でございます。

次に、第五款 繰入金。 予算現額九億三千七百三十万円、収入済額九億三千七百三十万円、これは一般会計からの繰入金でございます。

次に、第六款 繰越金。 予算現額一億二千九百八十二万九千円に對しまして、収入済額一億二千九百八十二万九千九百九十一円でございます。これは前年度からの繰越金収入でございます。

第七款 諸収入。 予算現額一千九百四十五万四千円に對しまして、収入済額二千二十三万五千五百十三円、この収入の内訳といたしましては、延滞金収入が十五万四千円、預金利子三百三十二万五千七百七十三円、水洗便所改造資金貸付元金収入が一十六百万円、その他雑入が七十五万五千七百四十円でございます。

第八款 市債が予算現額七億九千四百九十万円、収入済額七

億九千四百九十万円、これは公共下水道事業債七億三千七十万円、流域下水道事業債六千四百二十万円でございます。

歳入の収入済額の合計は二十四億三千三百九十二万七千四百三十二円となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。 続きまして歳出の御説明をいたします。 二五七ページをお開き

いただきたいと思います。

歳出の予算総額二十四億二千七百五十六万三千円に對しまして、支出済額は二十三億四千五十三万一千八百八円でございます。予算に対する執行率は九六・四％でございます。

次に、歳出の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款 総務費。 予算現額三億五千三百六十八万九千円に對しまして、支出済額三億四千六百八十二万五千六百八十九円、この主な支出は、職員に対する人件費及び多摩川上流流域下水道維持管理負担金でございます。

第二款 事業費。 予算現額十二億五千九百七十八万七千円に對しまして、支出済額は十二億三千七百七十五万四千五百九十一円、主な支出といたしましては、下水道管渠工事費八億七千二百七十五万五千円、それと西住宅地区の周辺排水路新設事業負担金一億三千七十万九千八百四円、それと多摩川上流流域下水道建設事業負担金が八千七百四十五万四千十円でございます。

第三款 公債費。 予算現額七億五千九百七十八万八千円に對しまして、支出済額が七億五千五百九十五万一千五百二十八円でございます。この内訳といたしましては、公共及び流域下水道事業借入金償還元金が一億七千五百六十九万九千四百五十七円、同じくその利子分として、五億七千七百七十万二千二百六十六円、そのほか一時借入金利子の利子が二百五十四万九千八百五円でございます。

第四款 予備費の支出はゼロでございます。 歳出の支出済額の合計は二十三億四千五十三万一千八百八円となっております。

なお、不用額八千三十二万九千九百九十二円のうち二百四十六万一千九百九十六円が、前年度繰越事業費の不用額でございます。

歳入歳出の差引残額は九千三百三十九万五千六百二十四円となっております。

以上で昭和五十八年度福生市下水道事業会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。大変雑駁な御説明でございますが、何とぞ慎重御審査をいたしまして、原案御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 木村田治男君登壇）

○監査委員（木村田治男君） 御指名でございますので、昭和五十八年度福生市下水道事業会計の決算審査について御報告申し上げます。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、ここでは補足

的な意見を述べさせていただきます。

昭和四十八年度から始まりました公共下水道事業も、順調に進みまして、計画処理区域内の九六・四％に管が布設され、一〇〇％完成も間近となりました。

受益者負担金も、当年度をもって新しい賦課区域は終了し、後は分割払いの収納のみとなりましたが、収納率が余りよくないようです。滞納整理には十分留意し、完納されるよう今後の努力をお願いいたします。

一方、供用開始された区域につきましては、水洗化の普及率が約七〇％でございます。巨額を投じて完成したり、ばな施設でございますので、水洗化の促進に努め、一日も早く市民一人ひとりが快適で文化的な生活を楽しめるよう要望いたします。

今後とも一層の努力を期待いたしまして、簡単ではございますが、決算審査の補足意見といたします。

○議

長（田村市郎君）

以上で提案理由の説明及び監査結果の報

告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議

長（田村市郎君）

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十二号は建設委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議

長（田村市郎君）

御異議なしと認めます。よって、議案第七十二

号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第七十二号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議

長（田村市郎君）

御異議なしと認めます。よって、議案第七十二

号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十一 議案第七十三号 昭和五十八年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（会計課長 持田 巽君登壇）

○会計課長（持田 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第七十三号 昭和五十八年度福生市受託水道事業会計決算につきまして御説明申し上げます。

決算書の二九三 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入から御説明いたします。

歳入予算総額四億九千六百六十一万一千円に對しまして、収入済額四億六千八百八十九万八千二百五十円でございます。これは事業に對する東京都からの受託事業委託金収入でございます。内訳といたしましては、管理収入が三億七千二百四十三万七千六百十九円と、建設工

事収入が九千六百四十六万六千三百三十一円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

歳出の予算総額四億九千六百六十一万一千円に對しまして、支出済額は四億六千八百八十九万八千二百五十円でございます。この内訳につきましては、水道管理費三億七千二百四十三万七千六百十九円でございます。

主な支出といたしましては、職員の人件費一億五千八百三十五万二千四十円、工事費一億一千九百二十三万五千九百二十四円、及び動力費が四千九百九十三万六千九百三十円が主な支出でございます。同じく建設改良費でございますが、支出済額九千六百四十六万六千三百三十一円で、主な支出といたしましては、水道施設の改良及び配水管新設工事費が七千五百九万七千円でございます。

歳出の支出済額の合計は、歳入の収入済額と同額で、四億六千八百八十九万八千二百五十円となります。したがいまして、歳入歳出の差し引きはゼロということとなります。

以上で昭和五十八年度福生市受託水道事業会計歳入歳出決算の内容につきまして御説明申し上げました。大変雑駁な御説明でございましたが、何とぞ慎重御審査をいただきまして、原案御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 林田治男君及豆壇）

○監査委員（林田治男君） 御指名でございますので、昭和五十八年度福生市受託水道事業会計の決算審査について報告させていただきます。

本市の水道事業は東京都に一元化しておりますので、歳入は全額都からの受託収入で、当年度決算額は四億六千八百八十九万八千円でございます。

歳出は維持管理が主な事業でございまして、古い傷みの激しい

管の施設がえ、量水器の取りかえ等積極的に行っておりますのでございしますが、特に漏水には留意していただき、有収比率の向上には努力をいただきたいと思っております。

次に、当年度の使用水量を市民一人当たりで換算した場合、一日に二百八十七リットル、一升八分で約百六十本でございます。炊事、洗濯その他あらゆる方面に使用されている水は、市民に欠くことができません。こうした貴重な水を提供していることを職員は常に認識し、今後の一層の努力と精進を期待いたしまして、簡単ではございますが、決算審査の補足報告とさせていただきます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第七十三号は建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第七十三号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十二 議案第八十四号 国庫補助

負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○十九番(宮沢良一君) 宮沢良一君登壇

御指名をいただきましたので、議案第八十四号 国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する

意見書の提案理由を申し上げます。

現在国においては、御承知のとおり、明年度の予算概算要求において財政負担を軽くするために、厚生省を初めとする各省庁を通じて国庫補助負担率を一率に引き下げて、一方的に地方自治体に負担を転嫁しようとしております。もし、この国庫補助率が引き下げられますと、その地方自治体への影響額は二千数百億という膨大な額になるかとの試算もありまして、財政難に苦しむ地方自治体にとっては非常に大きな影響があるものと思われれます。

また、このような単なる地方への負担転嫁は、国と地方との信頼関係を根底から覆すものであり、このような国の方針を容認することとはできないものであります。

以上のようなことから、この国庫補助負担率引き下げに反対する

意見書を御可決賜り、上級機関に提出していただきますようお願いいたします。はなはだ簡単でございますが、提案理由とさせていただきます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第八十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八十四号は原案のとおり可決されました。

○議長（田村市郎君） 日程第十三 閉会中の継続審査申し出

についてを議題といたします。

三常任委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって、本件は申し

出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十四 特定事件の継続調査についてを

議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。